

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、広島県の管理する道路の道路維持修繕及び維持管理の基礎資料とするため、舗装点検及び区画線点検をすることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

45,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和7年9月25日（木） 午後5時必着

(2) 仕様書等に対する質問書（様式2）提出期限

令和7年10月10日（金） 午後5時必着

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年10月15日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局道路整備課

② 提案書提出期限

令和7年10月20日（月） 正午必着

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所

別途指示する場所

※Web会議形式とする可能性がある。詳細は提案書記載の担当者と連絡・調整する。

② 実施日時

令和7年10月23日（木）頃を予定している（別途、日程及び時間は指定する）

③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 会社概要書（様式3）

イ 電子データの保存等に関する申出書（様式4）

ウ 舗装点検の測定方法で、財団法人土木研究センターの2024年度路面性状自動測定装置性能確認試験に合格している技術を使用している場合は、性能確認書の写しを添付してください。

エ 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を
滞納していないこと証明する書類（納税証明書）

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面もしくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合、提出後、提出先（広島県土木建築局道路整備課）に電話にて着信の確認を行うこと。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面もしくは電子メールにより通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局道路整備課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年10月29日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年10月31日（金）までに、書面もしくは電子メールにより行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
- (3) 契約書（案）
- (4) 仕様書
- (5) 仕様書等に対する質問書（様式2）
- (6) 申請書添付書類（様式3、4）
- (7) 評価基準
- (8) 公募型プロポーザル提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県土木建築局道路整備課 担当 森江
電話 082-513-3904（ダイヤルイン）